

経済対策

感染拡大予防による外出自粛と経済対策という矛盾する難しい対応に迫られている中、企業の経営にも影響が出てきています。政府や民間による経済対策の一部をご案内します。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

【要件】 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少

【資金用途】 運転資金 設備資金 【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20年以内 運転 15年以内（うち据置期間 5年以内）

【融資限度額】 中小事業 3億円 国民事業 6,000万円

【金利】 中小事業 0.21% 国民事業 0.46%

当初3年間は基準金利の▲0.9% 4年目以降は基準金利
(利下げ限度額 中小企業 1億円 国民事業 3,000万円)

【窓口】 日本政策金融公庫等

危機対応融資

【要件】 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少

【資金用途】 運転資金 設備資金 【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20年以内 運転 15年以内（うち据置期間 5年以内）

【融資限度額】 3億円

【金利】

中小事業 0.21% (1.11%) 国民事業 0.46% (1.36%)

当初3年間は基準金利の▲0.9% (利下げ限度額 3億円)

4年目以降は基準金利

【窓口】 商工組合中央金庫

特別利子補給制度

特別貸付若しくは危機対応融資を利用した事業者を対象に利子補給

【要件】

中小企業 売上高 20%減少

小規模（製造業等は20名以下、サービス業は5名以下）売上高 15%減少

【利子補給】

期間 借入当初3年間

補給対象金額 中小企業 1億円 国民事業 3,000万円

危機対応融資 1億円

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

厚生年金保険料等の納付の猶予

【要件】

- ・一定の事由が生じ納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められること
- ・申請書が提出されていること
- ・原則として、猶予を受けようとする厚生年金保険料等の金額に相当する担保の提供があること

【猶予期間】

原則として1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く厚生年金保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

【必要書類】

「納付の猶予申請書」
「財産目録」及び「収支の明細書」
「担保の提供に関する書類」等

【窓口】 管轄の年金事務所

時間外労働等改善助成金(テレワークコース)

【要件】 テレワークを実施した労働者が1人以上いること

【助成の対象】

テレワーク用通信機器の導入・運用（パソコン、タブレット等は対象外）

【支給額】 補助率 1/2（上限100万円）

雇用調整助成金

【要件】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
雇用保険適用事業所の事業主

【助成率】

中小企業 2/3 大企業 1/2 （上限 労働者1人1日あたり8,330円）

【支給限度日数】 1年間で100日

【必要書類】

休業等実施計画届
事業活動の状況に関する申出書
労使協定書
事業所の状況に関する書類（売上高等の確認できる書類等）

その他

生命保険各社も契約者貸付金の金利免除や保険料の徴収猶予などの申込を開始しています。

西 山 会 計 事 務 所
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>